

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第41号事件）

1 日 時 令和3年11月10日（水）10時00分～11時30分

2 場 所 青梅市役所4階403会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[審査請求人]



[実施機関説明員]

小山 高義（総務部長）

布田 信好（文書法制課長）

大西 宏幸（文書法制課情報公開文書係長）

[事務局]

陶山 晶平（文書法制課法制担当主査）

横山 竜太（文書法制課法制担当主査）

4 議事内容（要旨）

第41号事件「保有個人情報訂正請求不承認決定処分にかかる審査請求」について、審査請求人の口頭意見陳述および実施機関の口頭説明を受け、それぞれ質疑を行った。

(1) 実施機関の口頭説明

保有個人情報訂正請求は、青梅市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定にもとづき、開示の決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときに行うことができるものとされているが、対象情報に事実の誤りがあるとは認められない。

また、訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならないとされている（条例第21条第3項）が、審査請求人の主張に

は、事実の誤りがあることの明確かつ具体的な根拠が示されているとは認められない。

よって、本件訂正請求を不承認とした本件処分には理由があることから、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

(2) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

(質疑) 文書処理カードに関して今回の事例で言えば、収集項目全てを東京都に提供するのではなく、必要に応じて絞って(法で定められている情報のみを)提供しますと説明をしたが、その点においては理解を得られなかったという、感想ではなく、事実をここに記載したと考えていると理解してよろしいか。

(回答) そのように考えている。

(3) 審査請求人の口頭意見陳述

結論から申し上げると、今回の不承認処分には納得していない。不承認処分を取り消してもらいたい。

文書処理カードには、受付時の状況は一般的に書かない。内容を見ると、人を中傷するような言葉も見受けられる。私の人格に関わる問題だ。

弁明書には、私が示した文書処理カードでは証拠にならないと記載されている。言ったか言わないかの世界で、文書の証拠はない。ただ、訂正請求の端緒になったのはこの文書処理カードで、ここに歴然とした誤った事実があるから、私はこれを証拠として提出した。

(4) 委員による協議の内容

ア 弁明書の中に「個人に関する評価・判断のような客観的な正誤の判断になじまない情報は、訂正請求の対象にならないと解される。」とあるが、これは「この人はわかる人ではない」といったのではなく、「説明したけど、その部分については理解が得られてなかった。」というのは、言ってみればそれも一つの事実ではないか。「この人は説明したが理解力が不足していたので、理解してもらえなかった。」というのであれば、「評価・判断」に当たると思うが、今回のものは別に評価しているわけではないと思う。

イ 条例第21条第3項に、訂正請求をしようとする者は、当該訂正

を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならないとされているところ、それが示されていないということを書く。それ以外のところは審査会の対象外。

ウ 審査請求人自身が、言った言わないを証明するものは何もないと言っている。文書処理カードの内容が虚偽であるということを証明するものは何もない。

エ これは事実かどうかではなく、事実と反するという証拠が示されていないため、今回は棄却せざるを得ないのでは。

(5) 審査結果

審査請求人の訂正請求は、条例第21条第3項に規定する「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」の提出または提示がないため、理由がない。よって、本件審査請求は棄却とするのが妥当である。